

予防接種

日本脳炎・成人用肺炎球菌

日本脳炎ワクチン接種未完了の方
〔第1期(幼児期)3回・第2期(児童期)1回〕

1995年4月2日～2007年4月1日生まれの方は、旧ワクチンでの副作用により積極的勧奨を見合わせていたため、合計4回の接種を完了していない可能性があります。そのため、20歳になるまでの期間、無料で接種できる特例措置が設けられています。まだ接種を完了していない方は、協力医療機関に予約し、母子手帳・予診票を持参して、予防接種を受けましょう。予診票が手元にない場合は、母子手帳を持参の上、健康増進課または各振興局市民福祉課で交付の手続きをしてください。なお、各振興局での交付は保健師駐在日のみとなります。

※特に、2002年4月2日～03年4月1日生まれで4回の接種を完了していない方は、早めに接種してください。

成人用肺炎球菌ワクチン予防接種

2020年度の成人用肺炎球菌ワクチン予防接種を実施します。ただし、過去にこの予防接種を受けたことがある場合は対象外です。

接種費用は4,700円です(市民税非課税世帯の方・生活保護の方は申請により無料)。

《対象》

- 2020年度中に65、70、75、80、85、90、95、100歳になる方(対象者には、4月中に案内を送付します)
- 60歳以上65歳未満の方で心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能または、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害がある方

成人用肺炎球菌ワクチンの2020年度の対象者

次の対象年齢に該当し、過去にこの定期予防接種を受けたことがない方に対して、4月中に案内を郵送します。

《問合せ》健康増進課 ☎24-1127

| | |
|------|--------------------|
| 65歳 | 1955年4月2日～56年4月1日生 |
| 70歳 | 1950年4月2日～51年4月1日生 |
| 75歳 | 1945年4月2日～46年4月1日生 |
| 80歳 | 1940年4月2日～41年4月1日生 |
| 85歳 | 1935年4月2日～36年4月1日生 |
| 90歳 | 1930年4月2日～31年4月1日生 |
| 95歳 | 1925年4月2日～26年4月1日生 |
| 100歳 | 1920年4月2日～21年4月1日生 |

地域の身近な相談相手
5月12日は民生委員・児童委員の日

少子化や核家族化によって地域のつながりが薄れる中、高齢者や障害のある方、子育てや介護をしている方などが、周囲に相談できず孤立してしまうケースが増えています。

そこで、地域の身近な相談相手として、必要な支援に足りないのが「民生委員・児童委員」です。

豊岡市では2020年4月現在216人(任期3年)の民生委員・児童委員が、厚生労働大臣から委嘱を受け、社会福祉の増進のために、地域住民の立場から生活や福祉全般に関する相談・援助活動を行っています。

民生委員・児童委員の仕事

- 担当区域内の住民の実態や福祉需要を日常的に把握する。
- 地域住民の抱える問題に親身になって相談に乗る。
- 社会福祉の制度やサービスについて、住民に情報提供

する。

○住民と関係行政機関などのパイプ役を務め、住民が必要に応じた適切な福祉サービスが受けられるよう支援する。

民生委員・児童委員、主任児童委員には守秘義務がありますので、相談内容や秘密が他に漏れることはありません。暮らしの中の困りごとなど、安心して気軽に相談してください。

※居住区の民生委員・児童委員、主任児童委員の氏名、連絡先等は問い合わせてください。

《問合せ》社会福祉課 ☎24-7032



※掲載している情報は編集時点(4月13日)のもので、変更になっている場合がありますので、ご注意ください。

固定資産税の減額制度

認定長期優良住宅の減額

▼要件 次の要件を全て満たす住宅

- 「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」の規定に基づく認定を受けて2022年3月31日までに新築
- 居住部分の床面積が50平方メートル（一戸建て以外の賃貸住宅は40平方メートル）以上280平方メートル以下

- 併用住宅の場合、居住部分の割合が全体の床面積の2分の1以上
- ▼範囲 当該家屋の居住部分120平方メートル相当分までの固定資産税額の2分の1
- ▼期間 ①一般住宅（②以外）：課税開始年度分から5年度分
②3階建て以上の中高層耐火住宅など：課税開始年度分から7年度分
- ▼手続き 新築した翌年の1月31日までに所定の申告書と認定通知書の写しを税務

課に提出

《認定の問合せ》 県住宅政策

課 ☎078-341-7711

住宅改修に伴う減額

一定の要件を満たす住宅の改修工事（補助金などを除く工事費用の合計が50万円以上）を行った場合、固定資産税を減額します。工事が完了した日から3カ月以内に申告してください。

■住宅耐震改修

- ▼要件 1982年1月1日以前から市内に所在する住宅
- ▼範囲 当該家屋の120平方メートル相当分までの固定資産税額の2分の1、認定長期優良住宅に該当することになるものは3分の2
- ▼期間 改修工事完了年の翌年度分（ただし、「通行障害既存耐震不適格建築物」の場合は2年度分）
- ▼要件 2007年1月1日以前か

ら市内に所在し、新築された日から10年以上を経過した住宅（賃貸を除く）

○改修後の床面積が50平方メートル以上280平方メートル以下

▼範囲 当該家屋の100平方メートル相当分までの固定資産税の3分の1

▼期間 改修工事完了年の翌年度分のみ

■省エネ改修

- ▼要件 2008年1月1日以前から市内に所在する住宅（賃貸を除く）
- 改修後の床面積が50平方メートル以上280平方メートル以下
- ▼範囲 当該家屋の120平方メートル相当分までの固定資産税の3分の1、認定長期優良住宅に該当することになるものは3分の2
- ▼期間 改修工事完了年の翌年度分のみ
- ▼改修の完了日 2022年3月31日まで
- 《申込み・問合せ》 税務課 ☎21-9046または各振興局市民福祉課

■住宅改修共通

《申込み・問合せ》 税務課 ☎21-9046または各振興局市民福祉課

身体などに障害がある方へ 軽自動車税（種別割）を減免します

身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、または精神障害者保健福祉手帳を所持している方で、一定の要件に該当し、期限までに減免申請をした方は、軽自動車税（種別割）の減免を受けることができます。

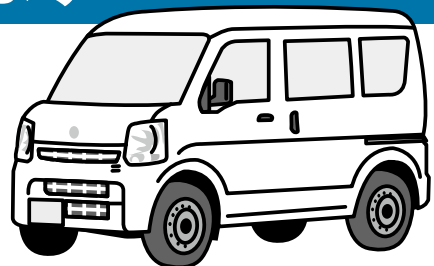
▼減免の対象となる軽自動車

主に障害者の移動手段として継続的に使用している次の軽自動車等が対象です。また、減免できる台数は障害者1人に対して1台（普通自動車含む）までで、運転者が重複しない場合に限りです。

- 障害者またはその家族で生計を一にする方が所有する軽自動車等
- 障害者のみの世帯の方が所有するもので、その方を常時介護する方が運転する軽自動車等
- ▼申請期限 6月1日（月）

▼注意事項

- 軽自動車税（種別割）の減免を受けると、県税である自動車税（種別割）の減免は受けられません。また、豊岡市障害者福祉タクシー利用料金助成事業および外出支援サービス事業も利用できなくなります。
- 療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を所持している方自身が運転する場合は、減免はありません。
- 一定の要件や減免申請の方法は、問い合わせてください。



《申込み・問合せ》 税務課 ☎21-9045または各振興局市民福祉課

※掲載している情報は編集時点（4月13日）のもので、変更になっている場合がありますので、ご注意ください。